

## 令和6年度高専教員職体験インターンシップの実施について（松江高専）

松江高専では、大学院の学生等を対象として、高等専門学校教員職への理解を深めていただくとともに、高等教育機関における教員の男女比率の均衡化に資することを目的に高専教員職体験インターンシップを実施します。

教員職に興味がある方は、お気軽にお問い合わせください。

### ○対象者

大学院博士課程及び修士課程の在籍者又は、修士以上の学位を持つ社会人  
(女性優先としますが、男性も応募可能です。)

### ○日程

令和6年11月28日(木)～11月29日(金)

### ○募集期間

令和6年9月10日(火)～10月18日(金)

### ○実施時間

11月28日(木) …10時30分～18時00分

11月29日(金) …8時30分～15時00分

※休憩時間を含みます。

※体験内容によっては時間を延長又は短縮することがあります。

### ○受入人数

各学科1名

(定員を越えた場合は、女性を優先します。なお学科は、人文科学科、数理科学科、機械工学科、電気情報工学科、電子制御工学科、情報工学科、環境・建設工学科の7学科です。)

### ○体験内容

- ・授業や実験の見学
- ・本校専攻科1年生の工学研究計画発表会への参加
- ・本校教員との懇談
- ・寮、図書館等の施設見学等

(受入学科の特性や応募者の希望に応じてスケジュールを構成します。)

○交通費および食費の支給はありません。

○宿泊先は各自で手配してください。

○体験時の事故が補償範囲となるインターンシップ保険等に各自必ず加入してください。

○実施方法

独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校教員職体験インターンシップ  
実施要項による

担 当 松江工業高等専門学校 総務課人事・労務係 教員職体験インターンシップ担当

TEL:0852-36-5112 (平日: 8:30~12:00, 13:00~17:00 ) E-mail:jinji@matsue-ct.ac.jp

# 松江工業高等専門学校教員職体験インターンシップ実施要項

令和4年 9月6日 制定

## (趣旨)

第1条 この要項は、松江工業高等専門学校（以下「本校」という。）において教員職体験インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）を行う場合における当該インターンシップ期間、実施方法、服務、その他必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 インターンシップは、大学院の学生等に対して本校における教員就業体験の機会を提供することにより、高い職業意識を醸成するとともに、専門性を生かせる職業選択の範囲を広げ、高等専門学校教員職に対する理解を深めさせることを目的とする。

## (対象者)

第3条 インターンシップは、原則として、大学院博士課程及び修士課程の在籍者及び既卒者を対象とする。

## (実施期間)

第4条 実施期間は、原則として5日を超えない範囲とし、具体的な日程については、インターンシップの受入れが決定し体験する者（以下「インターンシップ生」という。）を受け入れる学科等の実情により校長が決定する。

## (実施時間)

第5条 実施時間は、原則として、月曜日から金曜日までの8時30分から17時00分までとする。ただし実施内容により時間の短縮、延長を行うことがある。

## (実施場所)

第6条 実施場所は、原則として本校内とする。

## (インターンシップ生の受入手続及び決定)

第7条 インターンシップを希望する者は、「インターンシップ申込書（別紙様式1）」を校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の申込書の提出があったときは、男女共同参画推進委員会の議を経てインターンシップ生の受入れの可否を決定し、「受入可否決定通知書」（別紙様式2）により本人へ通知するものとする。

3 インターンシップ生は、インターンシップ開始前に服務規律等の遵守にかかる誓約（別紙様式3）をしなければならない。

## (受入学科)

第8条 校長はインターンシップ生の希望を考慮した上で、受入学科を決定する。

## (指導担当教員)

第9条 校長はインターンシップ生の受け入れを決定したときは、指導、監督等を担当する指導担当教員（以下「指導担当教員」という。）を任命する。

(実施内容)

第10条 インターンシップの実施内容は以下のとおりとする。

- (1) 授業及び実験の見学
- (2) 課外活動及び寮当直の見学
- (3) 講義体験
- (4) その他教員職体験インターンシップに有用であると認められる内容

(服務)

第11条 実施期間中、インターンシップ生は本校職員としての身分は保有しない。ただし、本校職員が遵守すべき法令等を遵守するとともに、本校の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

- 2 インターンシップ生は、実施期間中において、指導担当教員の指示に従わなければならない。
- 3 インターンシップ生は、疾病その他やむを得ない事由により欠席する場合は、事前に指導担当教員に申し出てその指示に従うものとする。

(秘密の遵守)

第12条 インターンシップ生はインターンシップ中に知り得た秘密情報（公開されていないものをいう。）及び個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。インターンシップ終了後も同様とする。

(インターンシップの成果物の取扱い)

第13条 インターンシップ生がインターンシップの成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に校長の承認を受けなければならない。

(インターンシップに係る費用)

第14条 本校は、インターンシップ生に対して、賃金、報酬、手当、居住地から本校までの交通費及び食費その他の費用を支給しない。

(インターンシップの中止)

第15条 校長は、次の各号に該当すると認めるときは、インターンシップを中止することができる。

- 一 インターンシップ生が第11条又は第12条の規定に従わないとき。
- 二 インターンシップを継続することにより、本校の業務に支障が生じたとき又はそのおそれがあるとき。
- 三 その他インターンシップを継続することが困難であると認められるとき。

(インターンシップ中における事故責任等)

第16条 インターンシップ生は、実施期間中により、インターンシップ生が傷害を負った、又はインターンシップ生が関係者に損害を与えた場合等に備えて、傷害保険等に加入し、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 インターンシップ生が、故意又は過失により本校に損害を与えたときは、インターンシップ生は、本校に対しその損害を賠償しなければならない。

(インターンシップの証明)

第17条 校長は、大学等がインターンシップ生のインターンシップ内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(事務)

第18条 インターンシップに関する事務は、総務課人事・労務係において処理する。

(その他)

第19条 この要項に定めるもののほか、当該インターンシップの実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年 9月6日から施行する。

(別紙様式1)

松江工業高等専門学校教員職体験インターンシップ受入申込書

年 月 日

松江工業高等専門学校長 殿

氏名

私は、松江工業高等専門学校教員職体験インターンシップについて以下のとおり受入を希望します。

(ふりがな) 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳)	
所 属	(学生は大学・研究科・専攻・学年等記入)	
最 終 学 歴	(最終修了年月・大学・研究科・専攻等記入)	
取 得 学 位	年 月 (取得・取得見込)	
現 住 所	(〒 - )	
電 話 番 号		E-mail
緊 急 連 絡 先	(住所・氏名・続柄・電話番号)	
インターンシップ 希望専門分野又 は学科		
インターンシップ 希 望 日 数		
傷 害 保 険 加 入 状 況	加入時期 (予定を含む) 年 月 日	

※記載された個人情報、本インターンシップにのみ使用されます。

(別紙様式2)

年 月 日

殿

松江工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

教員職体験インターンシップ受入可否の決定等について（通知）

貴殿より申込みのあった本校教員職体験インターンシップの受入れについて、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

（受入れ可の場合）

[ つきましては、同送の誓約書に記名・捺印の上、提出してください。]

記

1 受入れの可否 可 ・ 否

（受入れ可の場合）

[ 2 インターンシップ内容、事務手続き等別紙のとおり ]

(別紙様式3)

## 誓約書

私は、貴校において教員職体験インターンシップを実施するにあたり、次の事項を遵守し、貴校には一切迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

1. インターンシップ期間中は、インターンシップに専念し、貴校の諸規則等及び教員職体験インターンシップ指導担当教員の指示に従うこと。
2. インターンシップ期間中に知り得た秘密情報（公開されていないものをいう。）及び個人に関する情報を他に漏らさないこと。インターンシップ期間終了後も同様とすること。
3. SNS（Facebook、Twitter、Instagram、YouTube など）その他のインターネットを利用した情報発信を行うにあたって、以下の内容を投稿しないこと。
  - (1) 研究、共同研究等に関する情報
  - (2) 他の教職員・学生等の個人情報及びプライバシーに関する情報
  - (3) 学校の公式見解と誤解される投稿
  - (4) 学校の名誉及び信用を毀損する情報
  - (5) 法令違反となる情報及びこれを助長する情報
  - (6) 差別的情報、他者が不快に感じる情報
  - (7) その他、前各号に準ずる学校が不適切と判断する情報。
3. インターンシップ期間中の災害等に備え、傷害保険等に参加すること。
4. インターンシップ期間中の事故防止に十分注意すること。

年 月 日

松江工業高等専門学校長 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

※記載された個人情報は、本体験インターンシップにのみ使用されます。



【参考例】（学校の実情に応じて任意に作成）

教員職体験インターンシップ内容証明書

所 属 ○○大学大学院○○研究科  
氏 名

上記の者は、本校において、下記のとおりインターンシップを修了したことを証明する。

記

1. インターンシップ期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2. インターンシップ場所

3. インターンシップ内容

4. 参加状況 不参加（ ）回 遅刻（ ）回 早退（ ）回

5. 特記事項

---

---

---

---

年 月 日

松江工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○